

平成24年(東)第2639号、2897号、4203号

申立人 [REDACTED] 155名、[REDACTED] 26名、[REDACTED] 4名

被申立人 東京電力株式会社

長泥集団

和解方針に関する連絡書

平成25年5月24日

申立人代理人及び被申立人代理人各位

事案の早期解決を図るため一部の損害項目に関する和解方針を本連絡書で示します。具体的な進行方法は平成25年5月28日の進行協議期日において協議させていただきます。

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員	安藤武久
同	丸山裕司
同	中野剛史

第1 精神的損害

申立人らのうち、別紙記載の申立人を除く者について、中間指針第3の6(指針)I)に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額として、次の慰謝料を賠償する。

・妊婦又は子供	1人 100万円
・それ以外の者	1人 50万円

(理由)

- 1 本件事故発生後、政府の避難指示がないまま、飯館村長泥地区に留まり続けた申立人らは、放射線被曝への恐怖や不安を抱き、また、今後も抱き続けるで

あろうと認められ、その精神的苦痛は中間指針第3の6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の目安額では評価し尽くされていないというべきである。そうすると、申立人らについては、中間指針第3の6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料を増額すべきであり、その金額は子供・妊婦以外の者で50万円が相当である。また、子供又は妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されており、その他の者に比してより大きな放射線量による放射線被曝への恐怖や不安を抱き、今後も抱き続けるであろうと認められるから、子供又は妊婦については100万円が相当である。

2 わが国では、過去の原爆被害等の国民的経験により、放射線による影響に対して敏感に反応する人が多く、放射線による健康被害のおそれが僅かでも懸念される場合であれば、現実に健康被害を生じるか否かにかかわらず、放射線被曝への不安や恐怖を生じ得ることは一般に認められる。まして、飯舘村長泥地区に結果的に留まることとなった申立人らは、旧警戒区域と同程度の放射線量であった同地区において、放射線に対する特別な防護措置も講じずに本件事故前とほぼ同じ生活をしていたのであるから、放射線被曝への現在及び将来にわたる恐怖や不安を感じるのは無理からぬことである。この恐怖や不安は、飯舘村長泥地区と同程度ないしより低い放射線量の地域の住民が本件事故から数日以内に低線量地域へ避難することができたことと対比すれば、他の避難等対象者一般と比べて量的にも質的にも異なるというべきである。

これらのことから、結果として長泥地区に留まり続けた申立人らについては、中間指針第3の6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額を認めるべきである。

第2 家財

原則として東京電力基準（平成25年3月29日プレスリリース「個人さまに対する家財の賠償に係るご請求手続きの開始について」）による。

ただし、自宅建物の広さ、居住年数、世帯の収入額、高額家財の存在等の個

別事情を考慮し、増額することがある。

第3 避難交通費関係

- 1 避難に要する交通費は、5回目の本賠償における見直し前の（平成24年5月以前の）東京電力基準（以下、「東京電力基準」という。）による。
- 2 一時立入に要する交通費は、月1回の場合は、全て東京電力基準による。月2回以上の場合は、1回目は東京電力基準により、2回目以降について次の基準によって賠償額を算定する。

・福島県内 車1台につき片道1回3000円

・福島県外 車1台につき片道1回5000円

ただし、上記を超える領収証がある場合は、実費全額を賠償する。

一時立入の回数は、目的を問わず、制限しない。申立てのあったすべての一時立入につき、交通費の賠償を認める。本件事故がなければ、このような交通費の支出はなかったと考えられるからである。

第4 避難宿泊費関係

- 1 支出した実費を賠償する。親族知人宅宿泊謝礼も同様とする。日数制限は設げず、申立てのあったすべての日につき、宿泊費・宿泊謝礼を賠償する。
実費の認定方法は次のとおり。
 - ・領収証があれば、原則として、その記載金額とする。
ただし、親族知人宅宿泊謝礼は、1人1泊6000円を上限とする。
 - ・申立人の陳述のみによる場合は、1人1泊3000円を上限とする。
- 2 宿泊につき謝礼品を交付した場合の謝礼品購入費用も、金額、日数につき上記と同じ基準の範囲内で賠償する。

第5 生活費増加分

1 食料品

専業農家、兼業農家、自家用のみの生産農家について、本件事故前に米、野菜を小売店で購入していなかった（自家產品の使用又は交換等で調達）場合には、次の基準によって賠償額を算定する。

	米・野菜	米のみ	野菜のみ
同居家族（4人以下）	年 12万円	年 4万円	年 8万円
同居家族（5人以上）	年 18万円	年 6万円	年 12万円

2 水道代増加分

賠償額を1人あたり月額1500円とする。

ただし、領収証等により上記賠償額を超える増加分が証明できる場合は、増加分の実額全額を賠償する。なお、井戸の使用に係る管理費等の費用の取扱いについては、その立証がない限り、実額算定において考慮しない。

(理由)

飯館村長泥地区は上下水道が整備されていなかったため、同地区の住民は井戸水等を利用していたが、本件事故による避難生活によって水道料金の支払を余儀なくされていることから、本件事故後の水道料金増加分が損害として認められる。

3 光熱費増加分

領収証等により増加分が証明できる場合は、増加分の実額全額を賠償する。

4 通信費増加分

領収証等により増加分が証明できる場合は、増加分の実額全額を賠償する。

5 交通費増加分

避難により、役所、病院、家族の相互訪問等のための交通費の出費を余儀なくされた場合において賠償額を一家族あたり月額1万円とする。

ただし、領収証等により上記賠償額を超える増加分が証明できる場合には、増加分の実額全額を賠償する。

6 避難により新たに購入せざるを得なかった家財等購入費について

賠償額を一家族あたり30万円とする。

ただし、領収証等により上記賠償額を超える実額の証明ができる場合には実額全額を賠償する。

7 避難により新たに購入せざるを得なかった衣類日用品購入費について

賠償額を一家族あたり月額2万円とする。

ただし、領収証等により上記賠償額を超える実額の証明ができる場合には実額全額を賠償する。

第6 生命・身体的損害

1 通院慰謝料について、次の基準で賠償額を算定する。

ア 本件事故により避難を余儀なくされたため発症したこと、あるいは症状が悪化したことが診断書によって認められる傷害・疾病について、通院慰謝料の賠償額を通院1回につき1万円とする。

イ 傷害・疾病が本件事故により避難を余儀なくされたため発症したこと、あるいは症状が悪化したことが診断書によって認められないもの、及び、上記アの基準で解決することが不相当地あるものについては、個別に検討する。

2 通院交通費は、東京電力基準で賠償額を算定する。

第7 弁護士費用

和解により支払を受ける額の3%を弁護士費用として認めるのが相当である。